

ひかり協会設立の経過と事業の特徴

1. 設立の経過

1955年(昭和30年)に起こった森永ミルク中毒事件は、森永ドライミルクにひ素等の有害物質が混入し、1万数千名の被害児をつくり、過去に類例のないいたましい事件でした。親たちは子供を救い守るために直ちに組織をつくりましたが、翌年、事件は医学的にも社会的にも一応落ち着いたものとして処理されました。

1969年10月、日本公衆衛生学会において大阪大学医学部の丸山博教授たちが被害者の追跡調査の結果を「14年目の訪問」として発表、事件は再び社会問題となりました。同年11月、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」(「守る会」:1983年に「こどもを守る会」から改称)全国組織が発足し、全国的運動となり、事件の解決策として「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案」(恒久対策案)を作成し、その実現に向けて運動を続けてきました。

その後、1973年10月になって、国(厚生労働省(事件当時は厚生省))の呼びかけで、「守る会」と森永乳業を加えた三者による話し合いが始められ、同年12月には被害者救済に関する5項目に及ぶ確認書(三者会談確認書)が、三者の間で成立しました。

ひかり協会は、このように国、「守る会」、森永乳業の三者の合意を基盤とし、全被害者を救済するため、1974年(昭和49年)4月に設立されました。

2. 事業の特徴

ひかり協会は、2006年6月に公布された公益法人制度改革関連法に基づき認定された公益財団法人ですが、前項の設立経過が示すとおり、三者会談における合意を基盤に全被害者の救済を図るため設立されました。これは、今日、“三者会談方式”と呼ばれ、ひかり協会の事業と運営の重要な特徴をなしています。

この方式は、国(厚生労働省)、「守る会」、森永乳業がそれぞれの立場の違いはあっても、「わが子を救い守る」親のねがいで一致し、三者会談を成立させ合意した、いわゆる三者会談の精神にねざしています。このため、すべての被害者が生存する限り(全面的に解決

するまで)三者会談を継続し、三者の立場と責任において、恒久救済実現に努めることが確認されています。

「守る会」が選んだこの“三者会談方式”とは、すべての損害を金銭賠償として解決をはかる現行法制度の方式ではなく、それでは解決しえない恒久救済を求めてきたものです。従って、ひかり協会の事業は、加害責任を明らかにしたうえでの救済事業ですが、過去の金銭賠償を対象としたものでなく、被害者の原状回復を基本とする救済制度として実施しています。「恒久対策案」が、「加害企業の果さねばならない社会的責任を明らかにし、全国公害被害者救済の新しいパターンを提示しようとするもの」と述べているように、新しいパターンの損害賠償制度であるといえます。

この方式は、設立されたひかり協会に対しても、国(厚生労働省)、「守る会」、森永乳業は「それぞれの立場から援助、協力する」と確認されています。協会もまた、被害者・親族の意見を尊重し反映する運営を、設立にあたり決議しています。

以上のように、協会事業と運営にわたる特徴としての“三者会談方式”を正しく理解し、関係者の信頼と協力関係を強化することが、救済事業を恒久的に発展させる道となっています。